

お客さま各位

株式会社光陽電機

電力小売供給約款の変更について

株式会社光陽電機の電力小売供給約款【低圧法人】を2018年2月1日付で以下の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

電力小売供給約款【低圧法人】の変更内容（下線部が変更内容です。）

変更箇所	変更前	変更後	摘要																																		
20. 料金の支払義務ならびに支払期日	<p>(2) 料金の支払期日は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(イ)のクレジットカード支払の場合は、当該クレジットカード会社の規定によります。</p> <p>ロ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(ロ)の口座振替の場合は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の検針票に記載の「日程」(関西電力株式会社および中部電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「地区番号」(東京パワーグリッド株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「計算区」(九州電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「お客さま番号の上二桁」(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>または、検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー(中国電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>もしくは検針予定一覧表(四国電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>で確認できる「検針基準日」が、1から12の場合(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合)、1から8の場合(概ね15日までの検針)は翌月の5日、12を超える場合(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合)、8を超える場合(は翌月の23日)とします。ただし、当該5日もしくは23日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日とします。 以下略</p>	<p>(2) 料金の支払期日は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(イ)のクレジットカード支払の場合は、当該クレジットカード会社の規定によります。</p> <p>ロ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(ロ)の口座振替の場合は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の検針票に記載の「日程」(関西電力株式会社および中部電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「地区番号」(東京パワーグリッド株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「計算区」(九州電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「お客さま番号の上二桁」(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>または、検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー(中国電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>または、検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー(中国電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>または検針予定一覧表(四国電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>もしくは検針票に記載の検針日から検針日程表(北陸電力株式会社が一一般送配電事業者である場合をいいます。)</p> <p>で確認できる「検針基準日」が、1から12の場合(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合)、1から8の場合(概ね15日までの検針)は翌月の5日、12を超える場合(東北電力株式会社が一一般送配電事業者である場合)、8を超える場合(は翌月の23日)とします。ただし、当該5日もしくは23日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日とします。 以下略</p>	供給エリアに北陸電力エリアが追加されました																																		
47. 本約款の実施期日	本約款は2017年10月1日より施行するものとします。	本約款は2018年2月1日より施行するものとします。																																			
別表2. 適用範囲	<p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名</th> <th>エリア名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人プランA</td> <td>関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</td> </tr> <tr> <td>法人プランB</td> <td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</td> </tr> <tr> <td>法人プランC</td> <td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、</td> <td>契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</td> </tr> </tbody> </table>	プラン名	エリア名	適用範囲	法人プランA	関西電力、中国電力、四国電力	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。	法人プランB	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、関西電力、中国電力、四国電力	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。	法人プランC	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、	契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。	<p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名</th> <th>エリア名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人プランA</td> <td>関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</td> </tr> <tr> <td>法人プランB</td> <td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力</td> <td>契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</td> </tr> <tr> <td>法人プランC</td> <td>関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</td> </tr> </tbody> </table>	プラン名	エリア名	適用範囲	法人プランA	関西電力、中国電力、四国電力	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。	法人プランB	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。	法人プランC	関西電力、中国電力、四国電力	契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。	供給エリアに北陸電力エリアが追加されました										
プラン名	エリア名	適用範囲																																			
法人プランA	関西電力、中国電力、四国電力	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。																																			
法人プランB	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、関西電力、中国電力、四国電力	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。																																			
法人プランC	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、	契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。																																			
プラン名	エリア名	適用範囲																																			
法人プランA	関西電力、中国電力、四国電力	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。																																			
法人プランB	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。																																			
法人プランC	関西電力、中国電力、四国電力	契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。																																			
別表2. 適用範囲	<p>(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>エリア名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)</td> <td>関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。</td> </tr> <tr> <td>契約電流</td> <td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力</td> <td>ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</td> </tr> <tr> <td>契約容量</td> <td>全エリア共通</td> <td>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	エリア名	内容	最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)	関西電力、中国電力、四国電力	イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。	契約電流	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力	ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	契約容量	全エリア共通	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	<p>(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>エリア名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)</td> <td>関西電力、中国電力、四国電力</td> <td>イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。</td> </tr> <tr> <td>契約電流</td> <td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力</td> <td>ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</td> </tr> <tr> <td>契約容量</td> <td>全エリア共通</td> <td>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	エリア名	内容	最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)	関西電力、中国電力、四国電力	イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。	契約電流	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力	ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	契約容量	全エリア共通	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	供給エリアに北陸電力エリアが追加されました										
項目	エリア名	内容																																			
最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)	関西電力、中国電力、四国電力	イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。																																			
契約電流	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力	ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																																			
契約容量	全エリア共通	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																																			
項目	エリア名	内容																																			
最大需要容量(使用する最大容量をいいます。)	関西電力、中国電力、四国電力	イ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。 ロ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。																																			
契約電流	九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力、北陸電力	ハ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																																			
契約容量	全エリア共通	契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																																			
別表3 契約種別と料金単価		<p>(8) 北陸電力エリア</p> <p><従量電灯></p> <p>イ 法人プランB (契約電流60Aまで) (料金単価は消費税等込価格)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">基本料金</th> <th rowspan="4">1契約につき</th> <th>30A契約</th> <th>691.42円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40A契約</td> <td>921.89円</td> </tr> <tr> <td>50A契約</td> <td>1,152.36円</td> </tr> <tr> <td>60A契約</td> <td>1,382.83円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">電力量料金</th> <th>120kWhまで</th> <th>1kWhあたり</th> <th>16.99円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120kWh超過300kWhまで</td> <td>1kWhあたり</td> <td>20.40円</td> </tr> <tr> <td>300kWh超過</td> <td>1kWhあたり</td> <td>22.33円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。</p> <p>ロ 法人プランC (契約容量6k以上まで) (料金単価は消費税等込価格)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th>1kVAあたり</th> <th>223.34円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>120kWhまで</td> <td>1kWhあたり</td> <td>16.43円</td> </tr> <tr> <td>120kWh超過300kWhまで</td> <td>1kWhあたり</td> <td>19.16円</td> </tr> <tr> <td>300kWh超過</td> <td>1kWhあたり</td> <td>20.45円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。</p>	基本料金	1契約につき	30A契約	691.42円	40A契約	921.89円	50A契約	1,152.36円	60A契約	1,382.83円	電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	16.99円	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	20.40円	300kWh超過	1kWhあたり	22.33円	基本料金		1kVAあたり	223.34円	電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	16.43円	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	19.16円	300kWh超過	1kWhあたり	20.45円	供給エリアに北陸電力エリアが追加されました
基本料金	1契約につき	30A契約			691.42円																																
		40A契約			921.89円																																
		50A契約			1,152.36円																																
		60A契約	1,382.83円																																		
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	16.99円																																		
	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	20.40円																																		
	300kWh超過	1kWhあたり	22.33円																																		
基本料金		1kVAあたり	223.34円																																		
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	16.43円																																		
	120kWh超過300kWhまで	1kWhあたり	19.16円																																		
	300kWh超過	1kWhあたり	20.45円																																		
別表6 契約容量および契約電力の算定方法	別表3(契約種別と料金単価)(1)関西電力エリア、(2)九州電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(3)東京電力パワーグリッドエリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(4)中部電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(5)中国電力エリア、(6)四国電力エリア、ならびに(7)東北電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。	別表3(契約種別と料金単価)(1)関西電力エリア、(2)九州電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(3)東京電力パワーグリッドエリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(4)中部電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、(5)中国電力エリア、(6)四国電力エリアおよび(7)東北電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)、ならびに(8)北陸電力エリア<従量電灯>ロ(法人プランC)および<低圧動力>ハ(低圧動力)の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。	供給エリアに北陸電力エリアが追加されました																																		